

マージン率等に係る情報提供

一般財団法人かながわ水・エネルギーサービス

労働者派遣法第23条第5項に基づき、次の情報を提供します。

【対象：令和4年度（令和4年4月～令和5年3月）】

- 1 令和4年4月1日付け派遣労働者数 8人
- 2 令和4年度 派遣先事業所数（実数） 2件
- 3 令和4年度 労働者派遣に関する料金の平均額 26,184円
（1日当たりの料金額（8時間労働として計算））
- 4 令和4年度 派遣労働者の賃金額の平均額 19,928円
（1日当たりの料金額（8時間労働として計算））
- 5 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除外して得た割合 **23.9%**
- 6 労使協定 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定
派遣労働者の範囲：箱根水道センターへの派遣職員
協定の有効期間：令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

7 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティングの相談窓口 経営課 TEL042-768-4222

訓練の内容	対象者	方法	実施体制	費用負担	賃金支給	1人当たりの平均実施時間
神奈川の水道事情と水道関係法令研修	新規採用者	OFF-JT	派遣元	無償	有給	2時間
接遇研修	全労働者	OFF-JT	派遣先	無償	有給	2時間
個人情報保護研修	全労働者	OJT	派遣先	無償	有給	2時間
ビジネスマナー研修	新規採用者 4年目以降	OFF-JT	派遣元	無償	有給	2時間
OA機器操作・会計処理研修	2・4年目	OFF-JT	派遣元	無償	有給	2時間

8 その他労働者派遣事業の業務に関し参考とする事項

弊社マージン部分については、次のとおり法定福利費、研修費、年次有給休暇等法人の運営費等を含んだものです。

